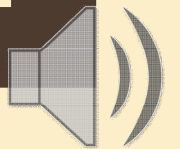
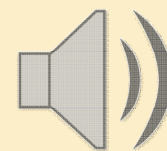


# 令和6年度障害福祉サービス等 報酬改定における主な改定内容



## 令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定概要（抜粋）

- 1 減算事項について
- 2 訪問系サービス
- 3 日中活動系サービス
- 4 施設系・居住支援系サービス
- 5 就労系サービス
- 6 相談系サービス

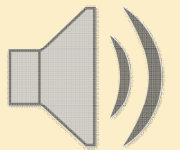


# 減算事項等について

番号	項目（減算）	対象サービス	内容	経過措置	減算適用開始
1	身体拘束 廃止未実施 減算 の見直し	相談系・自立 生活援助・就 労定着支援 を除く全サー ビス	次の基準を満たしていな場合減算 ① 身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由その他の事項の記録 ② 委員会の定期開催→結果について従業員へ周 知徹底 ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備 ④ 身体拘束等の適正化のための研修の定期的な 実施	-	R3.4.1～ ※1
2	虐待防止 措置未実施 減算	全サービス	次の基準を満たしていない場合減算 ①委員会の定期開催→結果について従業員へ周 知徹底 ②虐待防止研修の定期的な実施 ③担当者の設置	-	R6.4.1～
3	業務継続 計画未策定 減算	全サービス	業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従 い必要な措置を講じていない事実が生じた場合 減算	※2	R6.4.1～
4	情報公表 未報告減算	全サービス	障害者総合支援法第76条の3または児童福祉法 第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告 がされていない場合減算	-	R6.4.1～

1 5単位の減額から令和6年4月1日以降は、施設・居住系サービスは10%、訪問・通所系サービスは1%の減額に変更

2 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。また、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、当該減算を適用しない。



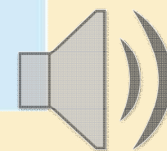
# 減算事項等について

番号	項目（減算）	対象サービス	内容	経過措置	減算適用開始
5	短時間利用減算	就労継続支援B型	就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)については、算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合に基本報酬を減算	—	R6.4.1～
6	支援体制構築未実施減算	就労定着支援	次の措置を講じていない場合に減算 ① 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任 ② 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存	—	R6.4.1～
7	支援プログラム未公表減算	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合減算 ※3	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.4.1～
8	自己評価等未公表減算	保育所等訪問支援 ※4	保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合減算 ※3	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.4.1～
9	地域移行等意向確認体制未整備減算	施設入所支援	地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合減算	R6.4.1 ～ R8.3.31	R8.4.1～

※3 支援プログラム及び自己評価結果等については、児童発達支援等ガイドラインを参照してください。

[https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/#h2\\_free2](https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/#h2_free2)

※4 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいては、従前から減算有りのため、令和6年度も公表しなければ減算となる。



## 障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応

### ①通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関して、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。



### ②熟練従業者による同行支援の見直し（重度訪問介護）

- 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。

【現行】

所定単位数の85%（合わせて170%）

【見直し後】

所定単位数の90%（合わせて180%）

- 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

【新設】 所定単位数の90%（合わせて180%）

### ③同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し（同行援護）

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

- （要件）
- 特定事業所加算（Ⅰ）要件①～③のすべてに適合 所定単位数の20%を加算
  - 特定事業所加算（Ⅱ）要件①及び②に適合 所定単位数の10%を加算
  - 特定事業所加算（Ⅲ）要件①及び③に適合 所定単位数の10%を加算
  - 特定事業所加算（Ⅳ）要件①及び④に適合 所定単位数の5%を加算

- ① サービス提供体制の整備
- ② 良質な人材の確保
- ③ 重度障害者への対応
- ④ 中重度障害者への対応

← 「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加  
・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

### ④訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

【現行】		【居宅介護利用者】		【見直し後】	
(対象者)		(対象者)		(対象者)	
区分1	6,280単位	区分6	28,230単位	区分1	6,410単位
区分2	7,130単位	障害児	13,010単位	区分2	7,270単位
区分3	9,010単位			区分3	9,190単位
区分4	14,040単位			区分4	14,320単位
区分5	20,570単位			区分5	20,980単位
				区分6	28,800単位
				障害児	13,270単位
				【介護保険対象者】	
				区分5	11,100単位
				区分6	18,810単位

※通院等（兼用）自動車ありの単位

【現行】		【重度訪問介護利用者】		【見直し後】		
(対象者)		(対象者)		(対象者)		
区分4	28,430単位	【介護保険対象者】	共通	17,340単位	区分4	28,940単位
区分5	35,630単位				区分5	36,270単位
区分6	50,800単位				区分6	62,050単位
					区分4	14,620単位
					区分5	15,290単位
					区分6	22,910単位

※通院等（兼用）自動車ありの単位

# 令和6年度障害福祉サービス等の主な報酬改定

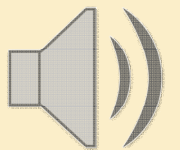
## 訪問系サービスについて

### 1 通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）

居宅介護の通院等介助等について、**居宅が始点又は終点となる場合には**、障害福祉サービスの通所系の事業所等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等についても、**同一の事業所が行うことを条件に**、支援の対象とする

### 2 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- ・ 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加
- ・ 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分を細分化



## 生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

### ① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
  - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
  - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

**福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）**  
6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

### ② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

### ③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。  
 ※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間1時間以上の場合	92単位/日

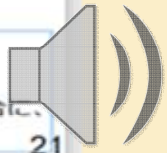


【見直し後】

(1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

### ④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】  
 【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する  
 【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する



# 令和6年度障害福祉サービス等の制度改定概要（抜粋）

## 生活介護について

### ① サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

基本報酬については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定すること。

#### ★「定員区分」の見直しについて

##### R5区分（旧）

利用定員20人以下

⇒

##### R6区分（新）

利用定員20人以下（変更なし）

利用定員21人以上40人以下

⇒

- ・ 利用定員21人以上30人以下
- ・ 利用定員31人以上40人以下

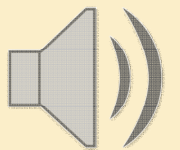
#### ★「多機能型定員区分」の見直しについて

##### R5区分（旧）

利用定員20人以下 ⇒

##### R6区分（新）

- 利用定員5人以下（重症心身障害児者対応のみ）
- 利用定員6人以上10人以下（多機能型事業所のみ）
- 利用定員11人以上20人以下





# 令和6年度障害福祉サービス等の制度改定概要（抜粋）

## ② 福祉専門職員配置等加算

生活介護については、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と（Ⅲ）との併給が可能。  
（Ⅰ）と（Ⅱ）の併給不可

## ③ 常勤看護職員等配置加算

利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算。

（例）利用定員11人以上20人以下の事業所において看護職員の常勤換算数  
2.8人の場合  
28単位×2人（2.8人の小数点以下切り捨て）=56単位

## ④ 食事提供体制加算の見直し

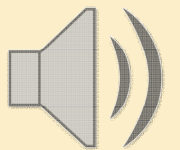
事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算。

(1)管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること

(2)利用者ごとの摂食量を記録していること

(3)利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

（1）は令和6年10月より（2）（3）は令和6年4月より要件を満たす必要あり



# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容 令和6年2月6日 厚生労働省・こども家庭庁 資料抜粋

## 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

### ① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
  - ① 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
  - ② 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】  
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

### ② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

### ③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

# 令和6年度障害福祉サービス等の制度改定概要（抜粋）

## 施設入所支援について

### ① 基本報酬の定員区分の見直し

利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

### ② 指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】

利用者の障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設等以外のサービス利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

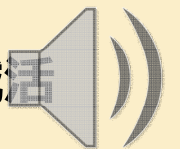
### ③ 地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】

・ 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること。

令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。

### ④ 地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】

・ 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。



## グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

### ①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現行】自立生活支援加算 500単位/回 \*入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 \*6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 \*入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 \*移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 \*自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) \*自立支援加算(Ⅰ)に加算

\*移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

### ②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 \*退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 \*退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

#### 1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援

**入居前**  
個別支援計画等の作成



個別支援会議等

**グループホーム**  
・介護サービス包括型  
・外部サービス利用型



生活支援



グループホームを利用していき中で、  
新たな生活の希望が出てきた場合  
(期間の定めはない)

**★入居中**  
個別支援計画の見直し



個別支援会議  
本人の希望する生活や  
意思について共有

自立支援加算(Ⅰ)

個別支援計画を見直した  
上で、希望する生活  
に向けて住居の確保等  
の支援を受ける(6か月)

#### 3. 退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定  
期間、関係性のあるグループホーム  
の職員が訪問により支援  
(3か月)



退居後  
ピアサポート  
実施加算



居宅

#### 2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援

**★入居前**  
個別支援計画等の作成



個別支援会議等

利用前に本人の希望する  
生活や意思について共有

**グループホーム**  
・移行支援住居の定員は  
2人以上7人以下。

**移行支援住居**



**不動産**  
住まいの確保

グループワーク等

居住支援法人・  
協議会等との  
連携・報告

**ピアサポート  
実施加算**

同じ目的を持った仲間と共に  
希望する生活を目指す住居の  
確保や退居後の生活に向けた  
支援を受ける(3年間)

自立支援加算(Ⅲ)

\*サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。  
日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

# 令和6年度障害福祉サービス等の制度改定概要（抜粋）

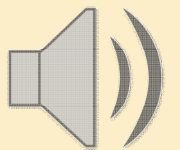
## 共同生活援助について

（グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実）

### ① 自立生活支援加算

居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、要件に応じて所定単位数を加算する。

② 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費  
グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1月につき所定単位数を算定する。



## 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

### ① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】 重度障害者支援加算 (I) : (受入) 360単位/日	* 行動関連項目18点以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに +150単位/日
【新設】 (初期) 500単位/日	* 180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、さらに +200単位/日
【拡充】 重度障害者支援加算 (II) : (受入) 180単位/日	* 行動関連項目18点以上の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに +150単位/日
【新設】 (初期) 400単位/日	* 180日間を限度。行動関連項目18点以上の利用者の場合、さらに +200単位/日



### ② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例 (世話人の配置 6:1 以上)

【現 行】 共同生活援助サービス費 (Ⅲ)	区分 6 : 583単位	区分 5 : 467単位	区分 4 : 387単位	区分 3 : 298単位	区分 2 : 209単位	区分 1 以下 : 170単位 (単位/日)
【見直し後】 共同生活援助サービス費 (I)	区分 6 : 600単位	区分 5 : 456単位	区分 4 : 372単位	区分 3 : 297単位	区分 2 : 188単位	区分 1 以下 : 171単位 (単位/日)



特定従業者数換算方法 (週40時間で換算) で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新 設】 人員配置体制加算 (I)	区分 4 以上	83単位/日	区分 3 以下	27単位/日	* 特定従業者数換算方法で 12:1 以上の世話人等を加配
人員配置体制加算 (II)	区分 4 以上	33単位/日	区分 3 以下	31単位/日	* 特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を加配



### ③ 日中支援加算の見直し

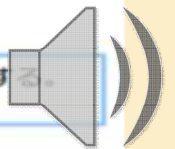
- 日中支援加算 (II) について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現 行】 支援の3日目から算定可
【見直し後】 支援の初日から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



### ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長す。その上で、居宅介護等を8時間以上利用する場合には、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。



# 令和6年度障害福祉サービス等の制度改定概要（抜粋）

## 共同生活援助について（支援の実態に応じた報酬の見直し）

### ① 人員配置体制加算

基本報酬の類型が変更されたことに伴い、新たに人員配置体制加算を創設。

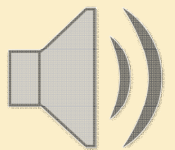
区分	サービス類型	要件
人員配置体制加算（Ⅰ）	介護サービス包括型	基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を配置
人員配置体制加算（Ⅱ）	介護サービス包括型	基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を配置
人員配置体制加算（Ⅴ）	日中サービス支援型	基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置
人員配置体制加算（Ⅵ）	日中サービス支援型	基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置
人員配置体制加算（XⅢ）	外部サービス利用型	基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を配置
人員配置体制加算（XⅣ）	外部サービス利用型	基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を配置

※特定従業者換算方法とは、従業者の合計勤務時間数（基準人員の配置時間を除く）を40で除することをいいます。

例：介護サービス包括型（定員8名）の事業所が、基準人員としての配置時間を除いて、世話人等を合計20時間配置している場合、 $20時間 \div 40時間 = 「0.5」$  となり、 $定員8名 \div 「0.5」 = 特定従業者換算$

「16」となるため、上記の人員配置体制加算（Ⅱ）の要件を満たします。

（【注意】人員基準上、必要な職員数（常勤換算数）を除いた配置時間数で算定してください。）



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容  
令和6年2月6日 厚生労働省・こども家庭庁 資料抜粋

## 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

### 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

#### (1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	高工賃の事業所を更に評価	従業員配置6：1（新設） 定員20人以下の場合
4.5万円以上	↑ 引上げ 単価	基本報酬
3.5万円以上4.5万円未満		4.5万円以上 837単位/日
3万円以上3.5万円未満		3.5万円以上4.5万円未満 805単位/日
2.5万円以上3万円未満		3万円以上3.5万円未満 758単位/日
2万円以上2.5万円未満		2.5万円以上3万円未満 738単位/日
1.5万円以上2万円未満		2万円以上2.5万円未満 726単位/日
1万円以上1.5万円未満		1.5万円以上2万円未満 703単位/日
1万円未満		1万円以上1.5万円未満 673単位/日
		1万円未満 590単位/日
	↓ 引下げ 単価	加算
		【目標工賃達成加算】（新設）10単位/日 目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。
		重度者支援体制加算（現行） 22～56単位/日

#### (2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置7.5：1 定員20人以下の場合		基本報酬	
定員		【現行】	【見直し後】
20人以下		556単位/日	530単位/日
従業員配置6：1（新設） 定員20人以下の場合		基本報酬	
定員		584単位/日	
20人以下			
+			
ピアサポート実施加算（現行）		100単位/月	
地域協働加算（現行）		30単位/日	
重度者支援体制加算（現行）		22～56単位/日	
-			
【短時間利用減算】（新設）所定単位数の70%算定			
利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）			

### 平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

#### 【現行】

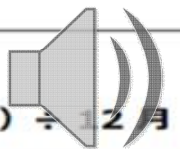
- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

#### 【見直し後】

#### 【新算定式】

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{月}$$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止





# 令和6年度障害福祉サービス等の制度改定概要（抜粋）

## 就労系サービスについて

### □ 就労移行支援

利用定員規模20名以上 ⇒ 定員10名以上から実施可能に

### □ 就労継続支援A型

経営状況の改善や一般就労への移行を促すために、スコア方式による評価項目の見直し。

### □ 就労継続支援B型

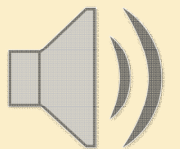
基本報酬の見直し（平均工賃月額の見直し）

人員配置「6：1」の報酬体系の新設

目標工賃達成加算の新設（10単位/日）等

### □ 就労定着支援

基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に就労移行支援事業所等との一体的な実施に向けた見直し



## 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

### ①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、**基本報酬を引き上げ**  
※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加  
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

#### ● 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	<u>(新) 300単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合)</u> 100単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)  
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

### ③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

### ②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	<u>(新) 通院同行</u>	-	300単位
	<u>(新) 情報提供</u>	-	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	<u>(新) 通院同行</u>	-	300単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

#### ● 要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
<u>(新) 高次脳機能障害者支援体制加算</u>	-	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

# 令和6年度障害福祉サービス等の制度改定概要（抜粋）

## ① 基本報酬の見直し

- ・ 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加える。
- ・ 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。

## ② 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

- ・ 主任相談支援専門員配置加算の拡充
- ・ 地域体制強化共同支援加算の見直し

## ③ 医療等の多機関連携のための加算の見直し

- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算の拡充
- ・ 集中支援加算の拡充
- ・ 入院時情報連携加算の拡充
- ・ 退院・退所加算の拡充等

